

平成 29 年 4 月 28 日

各 位

| | |
|---------|----------------|
| 会 社 名 | 京阪ホールディングス株式会社 |
| 代 表 者 名 | 取締役社長 加 藤 好 文 |
| コード番号 | 9045 |
| 上場取引所 | 東京（第 1 部） |
| 問 合 せ 先 | |
| （役職） | 執行役員 経営統括室総務部長 |
| （氏名） | 堀 野 和 久 |
| （TEL） | 06-6944-2521 |

監査等委員でない取締役に対する株式報酬型ストック・オプション制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員でない取締役に対する株式報酬型ストック・オプション制度の導入に関する取締役報酬議案を、平成 29 年 6 月 20 日開催予定の第 95 回定時株主総会（以下「本総会」という）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストック・オプション制度を導入する理由

当社は、平成 29 年 3 月 31 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、本総会において、関連議案が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

移行後においても、株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有することを通じて、持続的な成長と企業価値向上への動機付けを更に高めることを目的として、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）を対象とする株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）制度を導入するものです。

2. 株式報酬型ストック・オプション制度を導入するために付議する議案の内容

取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てること（以下「旧報酬」という）につき、平成 28 年 6 月 17 日開催の第 94 回定時株主総会においてご承認いただき、今日に至っておりますが、本議案は、当社が関連議案の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、旧報酬を廃止したうえで改めて監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てること（以下「新報酬」という）につき、ご承認をお願いするものであります（なお、本議案は、本総会までに旧報酬として取締役に発行済の新株予約権に影響を与えるものではありません）。

新報酬は、本総会で別途ご提案いたします監査等委員でない取締役の報酬等の額の範囲内で、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てるものであります。

株式報酬型ストック・オプションの付与については、新株予約権の割当てを受けた監査等委員でない取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。株式報酬型ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価格に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容は、次のとおりであります。

（1）新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1個当たり100株とする。

ただし、本総会終了後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

（2）新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は500個を上限とする。

（3）新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、取締役会において定めるものとする。

（6）新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から

10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

（7）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

（8）その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

（ご参考）

当社は、本総会終結の時以降、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、上記と同内容の新株予約権を取締役会の決議に基づき発行する予定であります。

以 上